

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程のあらまし

- 1 岬町との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、岬水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めます。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。